

前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について（議案第45号）

こども施設課

1 改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例関係

ア 特定地域型保育事業者による保育内容支援の提供に係る連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）の確保が著しく困難であると市長が認める場合であって、連携協力者（小規模保育事業者等）を確保し、一定の条件を満たすときは、連携施設の確保を不要とする。

イ 特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携協力者の確保が著しく困難である場合等においては、連携施設の確保を不要とする。

ウ 特定地域型保育事業者による連携施設の確保が著しく困難である場合において、連携施設を確保しないことができるとする経過措置を5年間延長する。

(2) 前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例関係

ア 家庭的保育事業者等による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める場合であって、連携協力者を確保し、一定の条件を満たすときは、連携施設の確保を不要とする。

イ 家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携協力者の確保が著しく困難である場合等においては、連携施設の確保を不要とする。

ウ 家庭的保育事業者等による連携施設の確保が著しく困難である場合において、連携施設を確保しないことができるとする経過措置を5年間延長する。

3 施行期日

令和7年4月1日